

# 特 別 活 動

## 1 特別活動は、どのようなことに重点を置いて改善されるのか。

中央教育審議会答申にある学習指導要領改訂の基本的な方向性、各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、次のようなことが重視され、求められている。

- (1) 特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」,  
「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標及び内容を整理し、学級活動、生徒会活動、学校行事を通して育成する資質・能力を明確化する。

「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点である。「社会参画」はよりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点である。「自己実現」は、集団の中で現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点である。

- (2) 内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校等のつながりを明確にする。

## 2 特別活動の目標及び内容はどのように変わるのか。

### (1) 目標

学習指導要領第5章の第1「目標」で、次のとおり示されている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この目標は、三つの視点 (1) 人間関係形成 (2) 社会参画 (3) 自己実現 を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って整理されているものである。そして、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しな

「から集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。これは、これまで示されてきた特別活動の目標である「望ましい集団活動を通して」を具体的に示したものである。

そして、特別活動の特質に応じた見方・考え方として「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。集団や社会の形成者としての見方・考え方は、特別活動と各教科等とが往還的な関係にあることを踏まえて、各教科における見方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることとしている。

## (2) 「中学校学習指導要領解説 特別活動編」の表記

「学級活動」、「生徒会活動」の二つの活動については、その目標が『自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。』と示された。また、「学校行事」については、『集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。』と示された。

学級活動	<p>1 目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、<u>自主的、実践的に取り組むことを通して</u>、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p>
生徒会活動	<p>1 目標 異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに<u>自主的、実践的に取り組むことを通して</u>、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</p>
学校行事	<p>1 目標 全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、<u>集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら</u>、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事</p>

の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 儀式的行事      | (4) 旅行・集団宿泊的行事 |
| (2) 文化的行事      | (5) 勤労生産・奉仕的行事 |
| (3) 健康安全・体育的行事 |                |

### (3) 内容

#### ア 構成の改善

特別活動が学級活動、生徒会活動の各活動及び学校行事から構成されるという大枠の構成に変化はない。しかし、本改訂では特別活動全体の目標と各活動の関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることが示されている。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかが端的に示された。

なお、各活動及び学校行事で育成する資質・能力は、それぞれ別個のものではなく、各活動及び学校行事の特質に応じつつ特別活動全体の目標の実現に向けていくものである。

また、与えられた課題ではなく学級生活における課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう(1)の内容を重視する視点から、(2)、(3)の項目を整理した。

これにより、学級活動の内容の大枠は小・中学校の系統性が明らかになるよう整理しつつ、それぞれの具体的な内容や示し方は、総則や各教科等の学習内容との関係も踏まえながら、各学校段階に応じたものとなった。

#### イ 内容の改善・充実

特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性が明確になった。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

#### (7) 学級活動

- 中学校において「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の指導の充実が図られるよう、(2)(3)の内容が各項目の関連への配慮の下、現行学習指導要領の17項目から11項目へ整理された。

- |                              |
|------------------------------|
| (1) 学級や学校における生活づくりへの参画       |
| ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決        |
| イ 学級内の組織づくりや役割の自覚            |
| ウ 学校における多様な集団の生活の向上          |
| (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 |
| ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成    |
| イ 男女相互の理解と協力                 |
| ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応     |
| エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成      |
| オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成  |
| (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現         |

- |   |
|---|
| ア 社会生活，職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と<br>学校図書館等の活用<br>イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成<br>ウ 主体的な進路の選択と将来設計 |
|---|

- 学習の過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことが示された。なお、「合意形成」を図る活動については、以下の点に留意する必要がある。
  - ・ 課題に対して、一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で，合意形成に向けた話合いに臨むようにすること。
  - ・ 合意形成に基づき実践するに当たって、自分自身に何ができるか，何を行うべきかということを主体的に考えて，意思をもつこと。
- 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示された。このことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て，学んだことを振り返りながら，新たな学習や生活への意欲につなげたり，将来の生き方を考えたりする活動を行うこととなった。また、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするために記録し，蓄積できる教材等を活用することになった。こうした教材を活用した活動を行うことには、例えば三つの意義がある。
  - ・ 中学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての特別活動の意義が明確になる。(教科横断)
  - ・ 小学校から中学校，高等学校へと系統的なキャリア教育を進めることに資するということになる。(校種横断)
  - ・ 生徒にとっては自己理解を深めるものとなり，教師にとっては生徒理解を深めるものとなる。(自己理解，生徒理解)
 なお、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等（キャリア・パスポート）については、小・中・高等学校をつなぐポートフォリオ的な教材であり、連続した取組が可能となるよう教材等の工夫や活用方法を共有したりすることが有効である。
- 進路選択に関しては、生徒の家庭の経済状況などで進学を断念することのないよう、奨学金等の制度について正しく理解した上で積極的に活用できるよう必要な助言を行うことが大切である。

#### (4) 生徒会活動

- 内容の(1)「生徒会（児童会）の組織づくりと生徒会活動（児童会活動）の計画や運営」として、生徒（児童）が主体的に組織をつくることが明示された。主権者教育の観点から、生徒会役員選挙等では、選挙管理規則の周知，立候補に関する事務処理，選挙活動，立会演説会，投開票等に必要な時間を適切に充てる工夫が必要である。
- 生徒会活動においてはボランティア活動などの社会参画を重視することとした。生徒会活動としては、まずは学校における生活をよりよくする活動を行う

ことが基本であるが、中学生の発達の段階から、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられることは望ましいことであり、そうした活動を通して生徒の自己有用感の醸成や学習意欲の向上が期待でき、生徒会活動がより充実したものとなることにもつながる。

#### (ウ) 学校行事

○ 職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。職場体験活動は、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置付け、自己の能力・適正等についての理解を深め、職業や進路、生き方に関わる啓発的な体験が行われるようにすることが重要である。また、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行われることが望まれる。

○ 健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示された。

なお、学級活動（給食の時間を除く。）の標準授業時数は、年間35単位時間とし、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な時間を充てることについては変更はない。

### 3 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

#### (1) 指導計画の作成について配慮すべきこと

ア 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

イ 各学校においては、特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮するとともに、第5章特別活動の第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

ウ 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

エ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

オ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

## (2) 第5章特別活動の第2の内容の取扱いについて配慮すべきこと

- ア 学級活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。
- イ 生徒及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- ウ 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。
- エ 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

## 4 移行措置への対応はどのようにするのか。

### (1) 移行期間における基本方針

- ア 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成31年度、中学校：平成31・32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- イ 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

### (2) 移行措置の内容

特別活動については、教科書の対応を要するものではないため、平成31・32年度の特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

## 5 評価規準はどのように作成するのか。

### (1) 学習指導要領の「特別活動の目標」と改善等通知の確認

各学校における特別活動の観点の設定の仕方

（前略）評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。（後略）

平成31年3月29日付初等中等教育局通知「30 文科初第1845」号（改善等通知）

(2) 特別活動の「評価の観点」とその趣旨の設定

学習指導要領の特別活動の目標及び内容を踏まえ、自校の実態に即し、改善通知の例示を参考に、「評価の観点」とその趣旨を設定する。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて、具体的な観点を設定することが考えられる。

(改善等通知 別紙4参照)

(特別活動) 中学校学習指導要領 P162参照

(1)	(2)	(3)
多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。	集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。	自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(特別活動) 「評価の観点及びその趣旨」

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に取り組む態度
多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

(3) 各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を重点化して設定

学習指導要領で示された「各活動・学校行事の目標」及び学習指導要領解説で例示された「資質・能力」を確認し、各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を重点化して設定する。

(4) 観点ごとのポイントを踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成

ア 中学校特別活動における内容のまとめりを確認する。

学級活動・・・(1)学級や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
生徒会活動
学校行事・・・(1)儀式的行事, (2)文化的行事, (3)健康安全・体育的行事, (4)旅行・集団宿泊的行事, (5)勤労生産・奉仕的行事

イ 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(ア) 「知識・技能」のポイント

- ・ 話合いや実践活動における意義の理解や基本的な知識・技能の習得として捉え、評価規準を作成する。
- ・ 学習指導要領解説における資質・能力の例に示されている内容の意義を確認する。
- ・ 文末を「～を理解している」、「～を身に付けている」とする。

(イ) 「思考・判断・表現」のポイント

- ・ 話合いや実践活動における、習得した基本的な知識・技能を活用して課題を解決することと捉え、評価規準を作成する。
- ・ 「表現」は、これまでと同様に言語による表現にとどまらず、行動も含んで捉えることとする。
- ・ 文末を「～している」、「～することができる」とする。

(ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・ 自己のよさや可能性を發揮しながら、主体的に取り組もうとする態度として捉え、評価規準を作成する。
- ・ 身に付けた「知識及び技能」や「思考力・判断力・表現力等」を生かして、よりよい生活を築こうとしたり、よりよく生きていこうとしたりする態度の観点を具体的に記述する。
- ・ 各活動・学校行事において、目標をもって粘り強く話合いや実践活動に取り組み、自らの活動の調整を行いながら改善しようとする態度を重視することから、「見通しをもったり振り返ったりして」という表現を用いる。
- ・ 文末を「～しようとしている」とする。